

第16回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 議事概要

日時：平成30年8月2日(木) 14:00~17:00
場所：PwCアドバイザリー合同会社 15階セミナールーム
資料：配付資料ご参照(資料1~8)

議事

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議題
 - (1) 内閣府からの情報提供(内閣府)
 - (2) 国土交通省からの情報提供(国土交通省)
 - (3) 津幡町における官民連携等の検討(石川県津幡町)
 - (4) 大阪市におけるPPP/PFIの取り組み(大阪府大阪市)
4. オープンディスカッション
5. 閉会

【概要】

< 内閣府からの情報提供(内閣府) >

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部改正において、以下の点に関して改正する。

- ・公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等
- ・公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例
- ・水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

< 国土交通省からの情報提供(国土交通省) >

○「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、上下水道においては、広域化や共同化とともに、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入を重要的に推進する、とされている。

○PPP/PFI推進アクションプランでは、先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市の着実な事業実施を支援するとともに、その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しては技術的な助言等により案件形成を支援する、とされている。

○下水道事業の財務や経営の「見える化」を進めるため、下水道事業における中長期の収支見通しの推計モデル(「Model G」)の活用を促進する。

○法制度等の改正や事例・ノウハウの蓄積を踏まえ、PPP導入に向けた地方公共団体の課題に応えるよう、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」(案)改正検討会を設置して「内容の充実」「わかりやすさの徹底」に配慮した改正を進める。

- PPP/PFI 事業実施において、民間事業者の参画意欲促進を通じた競争環境の形成のため、民間事業者の負うリスクの評価額の削減やリスク回避のコストの抑制が重要。PPP/PFI 事業の先進事例では、民間事業者に移転するリスクの内容に応じて必要な情報開示を行うことで、リスクの評価額の削減を図っている。今後の PPP/PFI 事業実施の準備のためにも情報開示に向けて地方公共団体側での情報整備を行っていくことは重要となる。
- 下水道用地等に係る財産処分は、原則として国庫納付が必要であるが、下記の場合において財産処分に係る手続や国庫納付を不要としている。下記留意の上、積極的に用地活用を検討されたい。
- ・有償貸付け等の場合においては、収益が補助対象施設の整備費及び維持管理費相当の範囲内については、国庫納付は不要。
 - ・再生可能エネルギー発電設備の設置等の場合においては、補助金等の交付目的に反しないものとして、財産処分手続は不要。
 - ・下水道計画の見直し等による所管替えの場合においては、地方公共団体への無償譲渡の場合として、一部要件を満たすことにより国庫納付は不要。

< 津幡町における官民連携等の検討（石川県津幡町） >

- 津幡町においては今後の人口減少に伴う市場規模の縮小に対応して収益を確保していくとともに、市職員の負担軽減のために業務を効率化していくことが必要。
- 津幡町では第一段階として単独での包括的民間委託を想定している。第二段階では、隣接するかほく市や内灘町、金沢市を含めた広域連携を検討する。
- 上記 4 自治体を含む石川中央都市圏域において、上下水道関係者が連携して事業基盤の強化に取り組む動きが始まっている。

< 大阪市における PPP/PFI の取り組み（大阪府大阪市） >

- 大阪市においては昭和 40 年代に急速に下水道整備を行っており、近年では老朽施設が急増していることから、近い将来の更新資金の需要増が見込まれる。
- 平成 28 年 7 月にクリアウォーター-OSAKA（株）を設立し、平成 29 年度より 5 年間、市内全域の下水道施設の運転維持管理、ユーティリティ調達、小規模単純更新について同社への包括的民間委託を行っている。
- コンセッション方式の導入については、長期の安定的な財源の確保及び行政と運営権者のリスク分担の明確化が課題と考えている。